

名称 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

施策対象 民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等

施策概要 食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援する。
募集時期等:食のみやこ推進課ホームページでお知らせします。

○支援内容

交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費(ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く)
--------	---

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<一般枠> 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組 <コンベンションPR枠> 全国規模スポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組(令和4年度は募集しません。) <直売所連携魅力アップ枠> 県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組
2 交付対象者	民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等を含む場合は構成員の1/2未満とする。)
3 交付率等	1/2以内 <一般枠> 上限額2,000千円 <コンベンションPR枠> 上限額250千円(令和4年度は募集しません。) <直売所連携魅力アップ枠> 上限額500千円

2 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等(※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です)
3 交付率等	10/10以内、上限額250千円

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm>

名称

「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金

施策対象

民間団体、グループ、飲食店事業者

施策主体

鳥取県

対象者

<グループ>副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む県内の民間団体、グループ等
 <個店>副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップに取り組む飲食店事業者
 ※グループ・個店共に市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。

施策概要

副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」のバージョンアップを支援することで、国内外から県内への誘客促進に資する取組を支援する。
 募集時期等:食のみやこ推進課ホームページでお知らせします。

1 事業の内容	副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用して、国内外から県内への誘客促進を目的とした、鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品の開発、ブランド化推進等「食のみやこ鳥取県」をバージョンアップする取組
2 交付要件	(1)本補助金の対象事業は単年度事業とする。 (2)対象事業は次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。 ア 国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと イ 自治体からの委託事業でないこと ウ 従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組がなされるものと認められること エ 事業実施により地域的な波及・誘客効果が期待されるものであること(グループのみ) オ 事業実施により個店の誘客効果が期待されるものであること(個店のみ) カ 副業兼業プロジェクトの枠組み等による県内外の専門人材を活用すること
3 補助対象経費	専門人材への謝金(1プロデュースあたり20万円以内、上限60万円)、旅費、新たな店づくりに係る経費(プロデュースに基づく備品購入費(ただし、50万円未満のもの)等)、事業実施に必要な調査費、食材等の購入費、イベント開催に係る経費、情報発信経費等
4 補助率	3/4以内
5 補助金上限額	上限額 3百万円(1事業者・グループ当たり)

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/307831.htm>

名称 とっとりオリジナルメニューづくり支援事業

施策対象 企業

施策主体 鳥取県

対象者

県内の農村レストラン、ホテル、旅館、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター(飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。) ※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を含む。

施策概要

地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理を含む)・PR活動を支援する。

事業内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物(県産ジビエ(野生鳥獣肉)を含む)を使用した料理の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 開発した料理のPR 5 その他目的達成に必要な取組 ※上記のうち、1、3及び開発した料理をマスコミ等へPRすることは必ず実施してください。
注意事項	(1)本事業を活用する場合、開発した料理についてのマスコミ等への資料提供は必ず行ってください。 (2)補助金の交付決定前に行った取組の事業の経費は、補助対象外となります。 (3)補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管してください。
補助率及び補助金額等	(1)補助率:補助対象経費の1/2(県費のみ) (2)補助限度額:1事業者 250千円/事業年度(最大3事業年度)
補助対象経費	試作材料費食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
東部農林事務所 農林局 農商工連携チーム	0857-20-3580
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9768
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 農業振興室	0859-72-2004
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7835

※令和5年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538>

名称 有機・特別栽培農産物・GAP等総合支援事業

施策対象 農業者

施策主体 鳥取県

対象者

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業
 有機JAS認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得予定の事業者
 (2)GAP事業取組・認証拡大推進事業
 新規に認証GAPの審査を受ける県内に農場を持つ生産者

施策概要

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業:有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産、販売並びに消費者交流などに積極的に取り組む実践農家に対して支援する。
 (2)GAP事業取組・認証拡大推進事業:GAP取組の増加拡大を図るため、県内農業者の認証GAPの新規取得に係る経費を補助する。

(1)有機・特別栽培農産物生産技術支援事業

○支援内容

支援内容	有機的管理で使用する機器購入費、有機・特別栽培の技術習得のために必要な経費について支援
補助率	機器購入費は事業費の1/3以内(県費のみ・補助金上限は総額30万円) その他経費は事業費の1/2以内(県費のみ・補助金上限は個人10万円、法人・団体は30万円)

○主な要件

有機・特別栽培農産物生産技術支援事業においては、機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること

- ・新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること
- ・有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること
- ・鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること
- ・法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと

(2)GAP事業取組・認証拡大推進事業

○支援内容

支援内容	新規に認証を取得するのに当たって必要な経費(審査費用、審査員旅費)について支援
補助率	1/2以内

○主な要件

- ・認証GAPとは、JGAP、ASIAGAP、GLOBAL. G. A. Pとする。
- ・既取得者及び取得経験者は対象外とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7415
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称	環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	(1)化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減事業:協議会 (2)有機農業産地づくり支援事業:市町村 (3)新規に有機農業に取り組む農業者
施策概要	環境に配慮した農業を推進するため、化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の実証、有機農業産地づくりや人材育成の支援を行う。

○支援内容

(1)化学農薬・肥料の使用量の低減、農業用プラスチックの排出量の削減

支援内容	組織活動、現地適応性の実証
補助率	定額(国費のみ)

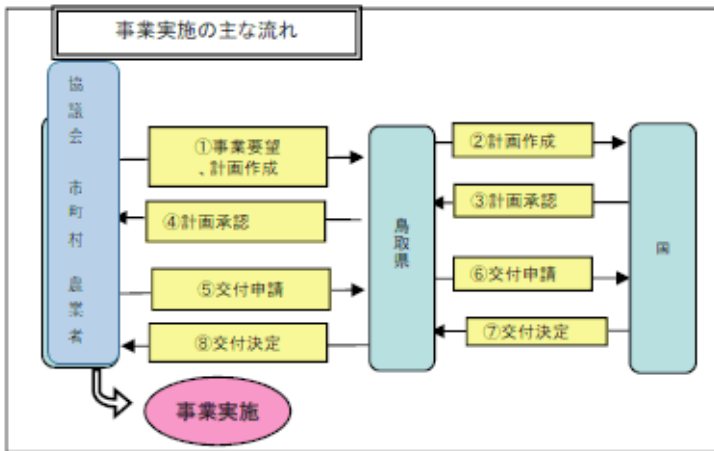
(2)有機農業産地づくり支援

支援内容	有機農業の生産から消費まで一貫したモデル先進地区の取組を支援
補助率	定額(国費のみ)

(3)有機農業実践者の育成

支援内容	有機農業に新たに取り組む転換初年度の経費を支援
補助率	20千円/10a以内(国費のみ)

国の「みどりの食料システム戦略推進交付金及び緊急対策交付金」を活用する。



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7415
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003
関連サイト		

名称 環境保全型農業直接支払対策事業

施策対象 農業者等

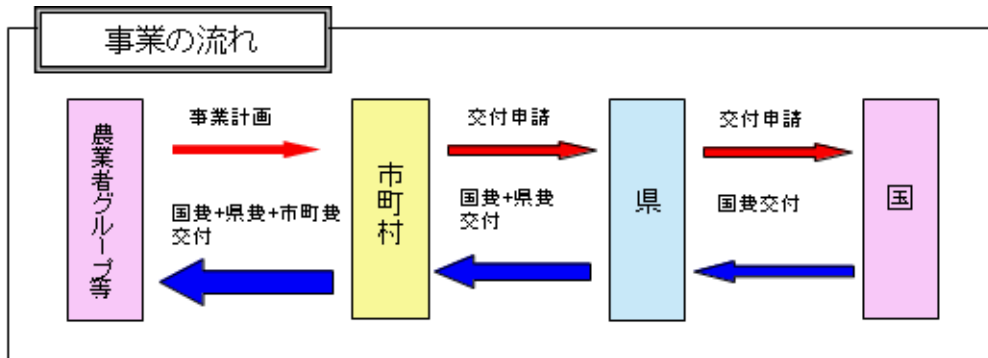
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

施策概要 化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等の取組面積に対し、直接支援する。

○支援の内容

補助金額・補助率		＜対象取組・交付単価＞		
		全国共通取組	交付単価(円/10a)	
	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。		
		そば等雑穀、飼料作物	3,000円	
		堆肥の施用	4,400円	
		カバークロープ	6,000円	
		リビングマルチ(うち小麦。大麦等)	5,400円(3,200円)	
		草生栽培	5,000円	
		不耕起播種	3,000円	
		長期中干し	800円	
		秋耕	800円	
		地域特認取組	冬期湛水管理	4,000～8,000円
		取組拡大加算	有機農業の取組拡大に向けた支援	新規面積当たり 4,000円
補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 (配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。)				
主な要件		<ul style="list-style-type: none"> ○主作物について販売を目的に生産していること ○みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること ○環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと 		



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

農地・農業用施設災害復旧事業

施策対象

市町村、土地改良区、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

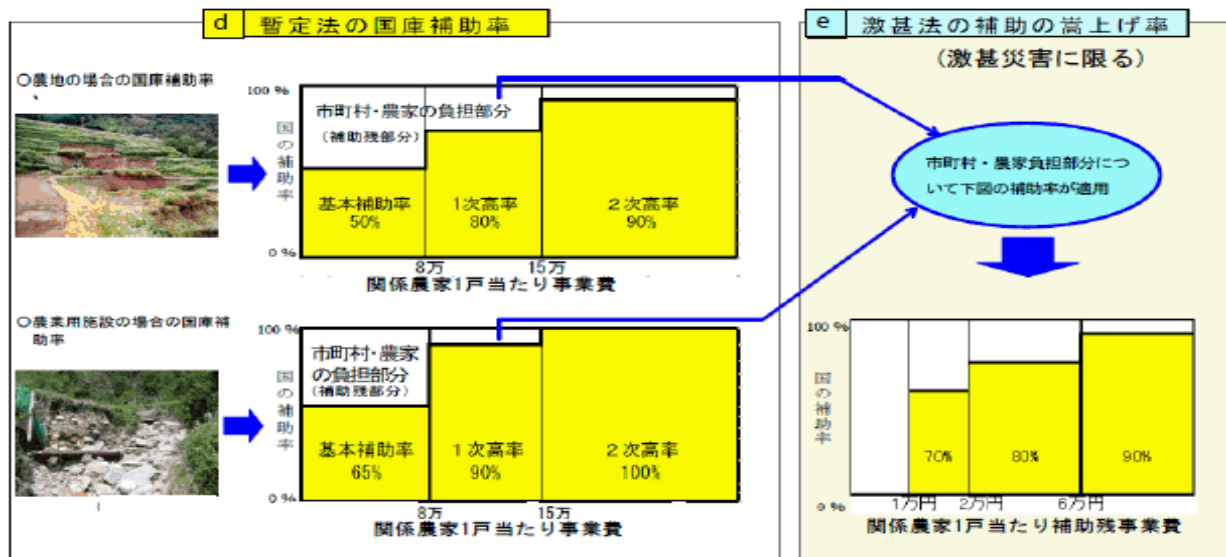
市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

施策概要

暴風、豪雨、高潮、地震などにより被災した農地や農業用施設を原形に復旧する。

○支援の内容

対象となる施設	a)農地とは耕作の目的に供される土地をいい、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするならば直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とする。 b)農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地または農作物の災害を防止するため必要な施設を指す。
対象となる災害原因	a)雨量…最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量は20mm以上 b)風速…最大風速15m/sec以上 c)洪水…その地点の水位が警戒水位以上。 d)地震…特に震度の定め無し。 e)融雪出水…気温の急上昇による雪解けによる出水。
国庫補助	a)対象となる災害復旧事業は、1箇所の工事の費用が40万円以上。 b)農業用施設は、受益戸数が2戸以上が条件。 c)基本補助率は、農地:50%、農業用施設:65%。 d)関係農家1戸当たりの事業費が多くなれば補助率の嵩上げあり。 e)激甚災害に指定された場合は、上記の嵩上げ後の補助残の事業費(市町村・農家の負担分)に応じてさらに補助率の嵩上げあり。 f)農道や水路などの機能確保のための仮設的な工事は、事業主体の判断で応急仮工事が実施可能。実施1箇所当たり20万円以上で仮工事を除く事業費が40万円以上が国庫補助の対象。 g)災害復旧事業の要件に該当し、農道や水路の機能確保のために緊急に災害復旧工事の一部又は全部に着工したい場合は、農政局の承認を得て査定の前に着工(応急本工事)が可能。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7325
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9671

関連サイト

名称 農地を守る直接支払事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県、市町村

対象者 市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続けることを約束した集落の農業者等

施策概要 特定農山村法や山村振興法等の法律で指定された地域や知事が特に指定する地域について、農用地の農地区分や傾斜に応じて交付金を交付する。

○支援の内容

補助金額 補助率	<10a当たり交付単価(円)>		
		急傾斜	緩傾斜
	田	21,000	8,000
	畑	11,500	3,500
	草地	10,500	3,000
採草放牧地	1,000	300	

① 農業生産活動を継続するための基礎的な活動(上記単価の8割を交付)
例:耕作放棄の防止、水路、農道等の管理、周辺林地の管理等

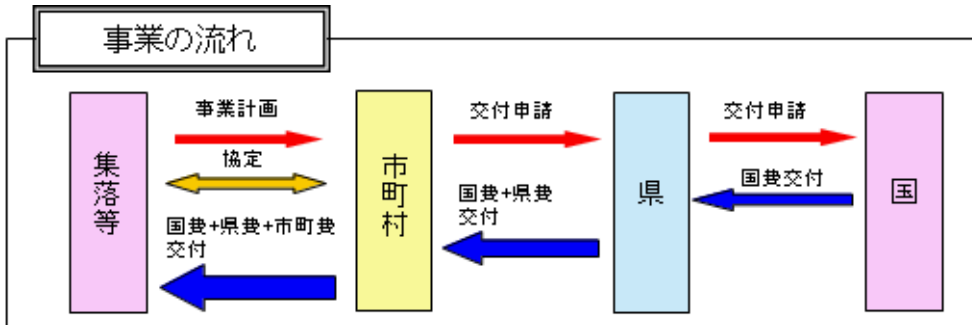
② ①に加えて集落戦略を作成(上記単価の10割を交付)

③ 加算措置

- ・超急傾斜農地保全管理加算(6千円/10a(田・畑))
- ・集落協定広域化加算(3千円/10a(田・畑))
- ・集落機能強化加算(3千円/10a(田・畑))
- ・生産性向上加算(3千円/10a(田・畑))
- ・棚田地域振興活動加算(10千円/10a(田・畑))
- ・棚田地域振興活動加算超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)(14千円/10a(田・畑))

補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
(特認地域は全て1/3)

主な要件 「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、傾斜基準等を満足する農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7336
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

しっかり守る農林基盤交付金

施策対象

市町村、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村

施策概要

小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に要する経費を市町村に助成し、優良農林地の維持・保全を支援する

○支援内容

<p>主な要件</p>	<p>対象事業は、次に掲げる事業を除いた事業。 ①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業 ②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の用途が特定された財源が充当される事業 ③受益者の数が1以下である事業(知事が別に定める場合を除く) ※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。 ④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業</p>
<p>補助率</p>	<p>1 市町村事業費の1/2以内 (市町村事業費 = 全体事業費 - 受益者負担事業費) 以下のいずれかの場合 ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ・市町村交付金で実績がない事業で、受益者負担率が2割を超える場合 ・災害復旧交付額による災害復旧の場合</p>
	<p>2 市町村交付金時の市町村負担率 + 受益者負担軽減率 ・市町村負担率が、市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率以上の場合 ※上限1/2 3 全体事業費の1/2 ・市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割以下の場合</p>

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7326
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

関連サイト

名称	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金					
施策対象	農業者等					
施策主体	日本政策金融公庫(農林水産事業)					
対象者	①土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者 ②5割法人・団体(構成員又は資本金等の過半を農業者が占めている法人・団体) ③農業振興法人					
施策概要	○支援内容 ・農業基盤整備資金 農地・牧野の新設、改良、造成及び復旧にかかる事業に対し、低金利での資金貸付を行う。 ・担い手育成農地集積資金 農用地集積を条件とする経営体育成促進事業等に対し、無利子での資金貸付を行う。当該資金は単独ではなく農業基盤整備資金との組み合わせによって融資を受ける。					
問合せ先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業</td> <td>0857-20-2151</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	電話番号	日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151
担当部署	電話番号					
日本政策金融公庫 鳥取支店 農林水産事業	0857-20-2151					
関連サイト	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/kiban_shikin/					

名称 土地改良施設維持管理適正化事業

施策対象 土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体

施策主体 鳥取県

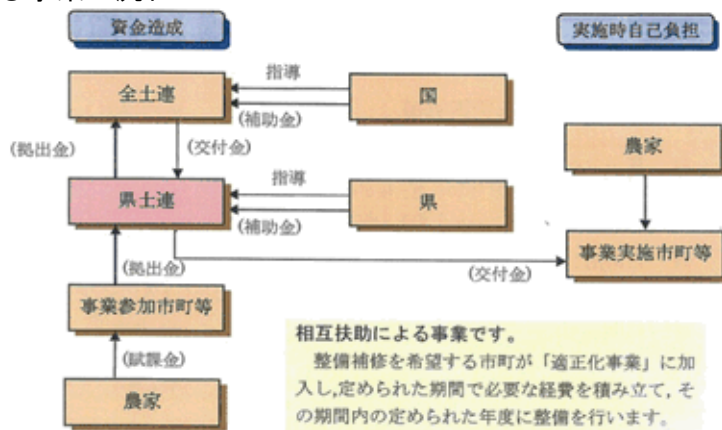
対象者 鳥取県土地改良事業団体連合会

施策概要 団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、頭首工、揚排水機、樋門、水門、ため池、水路、畑かん施設)の機能保持と耐用年数を確保するため、土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、定期的な整備補修を実施する。

○支援の内容

主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた整備補修 団体営規模以上の事業により造成された施設 1地区あたりの年事業費が200万円以上
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 国費:3/10 県費:3/10、 事業主体4/10(うち、3/10は5年間で積立、1/10は事業実施年度に拠出)
対象工事の例	<ul style="list-style-type: none"> 機能低下防止、機能回復のため、5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修 災害防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の付帯設備の改善等 管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7326
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9673

関連サイト

名称 多面的機能支払交付金事業

施策対象 農業者等

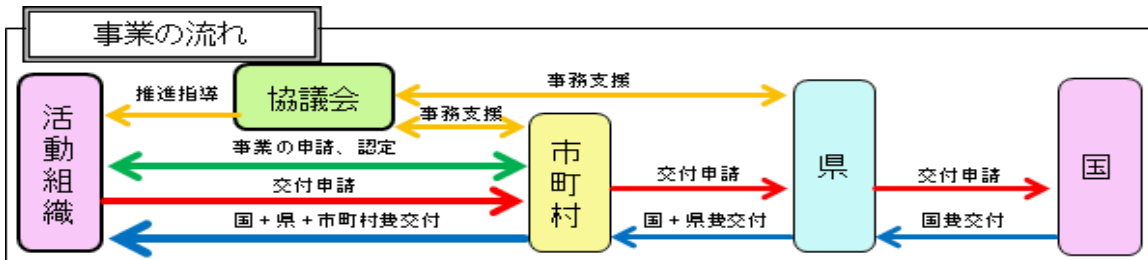
施策主体 鳥取県、市町村

対象者 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織等。ただし、農地維持支払において農業者のみの組織でも取組可能。

施策概要 地域住民が将来の農地や水路などを保全するための保全管理構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全・向上活動を支援する。

○支援の内容

支援内容	<p>農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の長寿命化のための補修・更新の取組みに必要な経費を支援する。</p> <p>①農地維持支払を交付するのに要する経費 ②資源向上支払(共同活動)を交付するのに要する経費 ③資源向上支払(長寿命化)を交付するのに要する経費</p>
補助率 補助上限	<p><10a当たり交付単価(円)></p> <p>①農地維持支払…基本交付単価：水田3,000円/10a、畑2,000円/10a ②資源向上支払(共同活動)…基本交付単価：水田2,400円/10a、畑1,440円/10a</p> <p>②に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・上記に加え構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割以上が毎年度参加する場合、田400円/10a、畑240円/10a加算 ・水田の雨水貯留機能強化(田んぼダム)の推進について、資源向上支払(共同活動)の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合、田400円/10a <p>※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、基本交付単価に0.75を乗じた額になります。</p> <p>③資源向上支払(長寿命化)…基本交付単価：水田4,400円/10a、畑2,000円/10a ・補助率：国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>
主な要件	<p>①農地維持支払【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の草刈り、水路の泥上げ等の地域資源の基礎的保全活動 ・今後の地域の農業のあり方を検討した地域資源保全管理構想の作成 <p>②資源向上支払(共同活動)【農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路や農道等の軽微な補修、植栽等による農村環境保全活動 <p>③資源向上支払(長寿命化)【農業者のみ、又は農業者以外の地域住民を含む組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路や農道、ため池等の地域資源の長寿命化のための活動



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称	ため池防災減災対策推進事業
施策対象	市町、集落、土地改良区、事業申請人
施策主体	鳥取県
対象者	市町、集落、土地改良区、事業申請人
施策概要	農村地域防災力向上を図るため、ため池ハザードマップ作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金軽減などハード・ソフト両面から、ため池防災・減災対策を総合的に実施。

<事業の概要>

(1)調査推進事業

区分	事業内容	事業主体	補助
ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合の浸水被害想定図を基に、関係住民によるワークショップを実施し、初動体制や避難ルートの検討等を行う場合に経費支援	市町	①国庫
ため池防災・減災システム整備	ため池による災害防止や減災の観点から、監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器の設置に対し支援	市町 集落	①国庫 ②単県
ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等の実施に要する経費を支援	土地改良区	①国庫

(2)保全対策事業

区分	事業内容	事業主体	補助
旧農業用ため池廃止	不要なため池のうち、決壊した場合に人家・人命等に影響があるものを対象に、貯水機能を廃止する。	市町 集落 土地改良区	①国庫 ②単県
ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となる付帯施設の軽微な補修、改良を行う。		②単県
ため池浚渫	日本型直接支払等による維持管理体制の強化を前提に、堆積土の除去を行う。		②単県

(3)ため池整備推進交付金

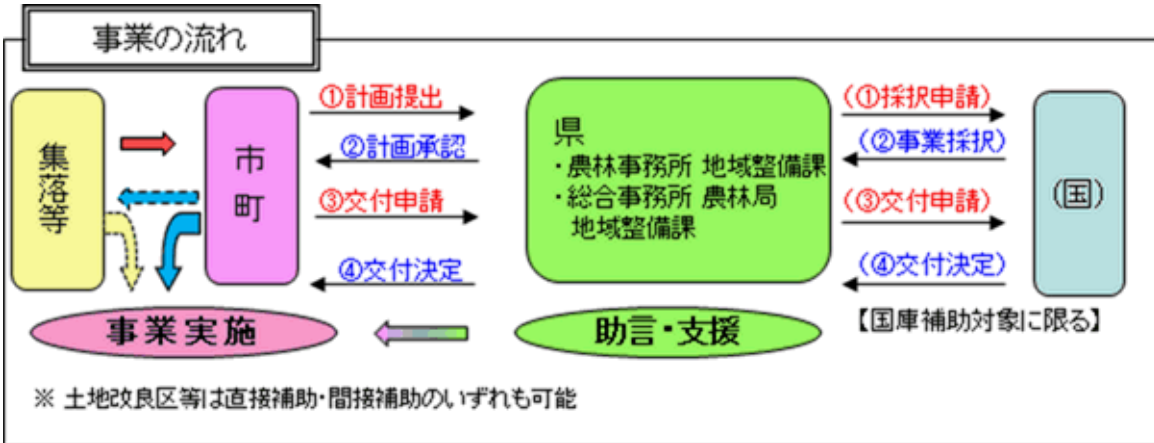
区分	事業内容	事業主体
ため池整備推進交付金	農家1戸当たりの工事負担金が10万円を超える場合に、10万円を超える部分に対し、漸増方式で助成する。平成27～令和6年度までの採択地区に限る。	事業申請人

①国庫補助: 定額補助(10/10)

②単県補助: 市町村事業費の1/2以内(市町村事業費=全体事業費-受益者負担事業費)

<主な要件>

事業実施期間は平成27～令和6年度まで。調査推進事業、保全対策事業は国庫補助事業の活用を優先。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興監農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3573
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称 **ため池監視システム導入推進事業**

施策対象 市町、土地改良区、農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 市町

施策概要 防災重点農業用ため池における異常気象時等の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、ICTを活用した監視装置導入を推進し、決壊等による犠牲者ゼロを目指す。

＜事業内容＞

<p>ア ため池監視装置設置</p> <p>事業主体: 県 【令和4～6年度】 事業量: 60箇所</p>	<p>○防災重点農業用ため池を対象に、監視カメラ・水位計等の監視装置を設置する。(装置導入の加速化及び導入後の防災連携構築を図るため、令和4年度から6年度まで、県による集中的設置に取り組む。県で設置した施設は市町へ譲与。)</p> <p>○画像やデータ情報をため池管理者のみならず、下流住民や行政の防災担当部局等で共有することにより、異常気象時の避難開始判断の充実や管理者による現地確認作業回避を図る。</p> <p>→ 鳥取県HP(とりネット)から閲覧可能</p>
<p>イ 監視装置使用に係る通信料等への支援</p> <p>事業主体: 市町村 補助率: 市町村負担の1/2(上限30千円/1箇所)</p>	<p>監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストについて、支援を行う。</p> <p>【要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防災重点農業用ため池に係るものであること。 2. 該当ため池に係るハザードマップが作成されていること、又は、作成される見込みがあること。 3. 画像、水位データ等の情報が誰でも閲覧できるものであること。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 農業振興監農地・水保全課	0857-26-7323
農林水産部 東部農林事務所 地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所 農林局 地域整備課	0858-23-3170
西部総合事務所 農林局 地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫事業)

施策対象

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵等の整備等の鳥獣被害防止対策を総合的に支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

市町村、農林業関係団体(農協、農業共済、森林組合、漁業協同組合)、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される協議会およびその構成員

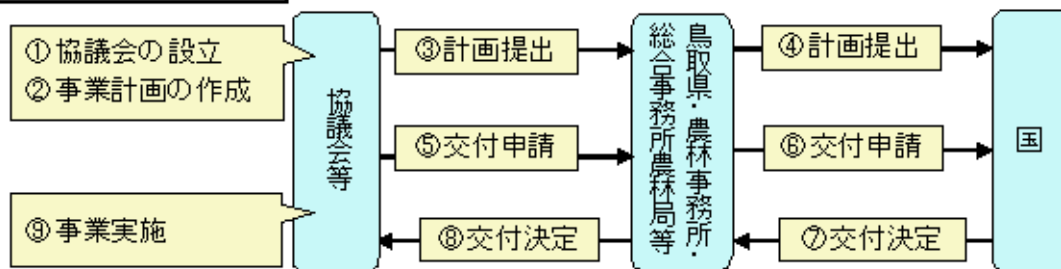
施策概要

○推進事業(ソフト)
発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等
○整備事業(ハード)
侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理加工施設・焼却施設の整備等

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
整備事業(ハード)	・侵入防止柵等の被害防止施設 ・捕獲鳥獣の処理加工施設(解体処理施設・焼却施設) ・捕獲技術高度化施設(射撃場)	地域協議会(市町村、農林漁業団体、猟友会等で構成)又は市町村	1/2又は定額 6法指定地域は55/100以内 ※侵入防止柵の設置を自力で行う場合は資材費相当分を定額補助
推進事業(ソフト)	・捕獲機材の導入 ・緩衝帯の設置 ・講習会・調査、捕獲に関する専門家の育成支援等	地域協議会	1/2又は定額 ※但し、1/2補助の適用で緩衝帯整備等を行う場合は、県・市町村が嵩上げ(各1/4負担)を行うため地元負担はなし
緊急捕獲事業(ソフト)	・イノシシ、ニホンジカに係る捕獲活動経費等	地域協議会又は市町村	定額

事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 (鳥獣対策センター)
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金

施策対象

野生鳥獣による農林水産物等への被害を減少させるため、鳥獣被害に強い集落づくりの推進、侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援する。

施策主体

県、市町村

対象者

集落等、市町村、農協等（農業協同組合、森林組合、2戸以上の農業者等で組織する任意の組織、認定農業者等）、市町村や農協及び猟友会等で組織する地域協議会

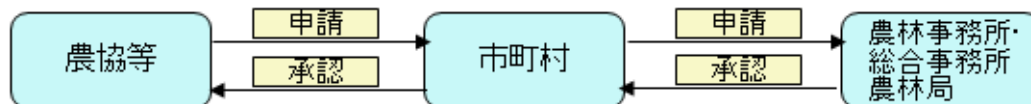
施策概要

- 鳥獣被害に強い集落づくりの推進
- 侵入を防ぐ対策：侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入
- 個体数を減らす対策：有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者育成に係る経費、捕獲奨励金
- 周辺環境を改善する対策：鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置

○支援内容

区分	事業内容	事業実施主体	補助率
集落づくり推進支援対策	地域ぐるみで行う鳥獣に強い集落づくりのための取り組み（現地調査、研修会、検討会、餌付け要因の除去、藪の刈払い、侵入防止柵の見回り・修繕等） （県補助限度額：150千円/団体）	農協等のうち、自治会及び農業者等で組織する団体	県1/2、市町村1/2
侵入を防ぐ対策	侵入防止柵等の設置、追い払い用具の導入等	市町村協議会 農協等	事業費の2/3を補助 （県1/3、市町村1/3）
個体数を減らす対策	有害鳥獣捕獲に係る活動費、捕獲従事者育成に係る経費 捕獲奨励金 （県補助上限単価） シカ（猟期外）・アライグマ：5千円、シカ（猟期）：2.5千円、イノシシ（猟期外）成獣：2.5千円・幼獣：3.5千円、ヌートリア：1.5千円	市町村	県1/2、市町村1/2
周辺環境を改善する対策	鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して行う緩衝帯等の設置	協議会	事業費の1/2を補助 （県1/4、市町村1/4）

事業の流れ



市町村からの承認後 事業実施

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部鳥獣対策センター	0858-72-3821
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3821 （鳥獣対策センター）
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称 農山漁村滞在促進事業(観光客の心に響く滞在型地域創造事業)

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県、市町村

対象者

宿泊事業者(*1)、民泊推進協議会(*2)、市町村、個人、団体
 *1:農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者または既に開業している者
 *2:鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組み2者以上(個人含む)で構成される連携事業者

施策概要

特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ(観光素材)づくりや、これらを結びつけた魅力ある滞在エリアの創造を支援します。

●支援の内容

内容	補助対象経費	補助率等	審査会による計画承認
①魅力ある宿泊体験メニュー創造事業	宿泊施設を開業する際の許認可申請等に要する経費、提供する特色ある商品の開発に要する経費、開業及び利用客拡大に伴う宣伝費等	【事業実施主体】宿泊事業者 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】500千円	必要
②魅力ある滞在エリア創造支援事業	民泊受入家庭確保のための掘り起こし活動、滞在エリアの品質評価のために必要な経費等	【事業実施主体】民泊推進協議会 【補助率】2/3(県費のみ) 【補助上限額】 構成6者以下600千円 構成7者以上1,000千円	必要
③伝統的な農山漁村生活体験等を提供するための宿泊施設等(古民家等)の整備 ※市町村を通じた間接補助	施設の内装や外装の改修、宿泊者が利用する風呂、トイレ等の改修等に係る経費等(宿泊者専用の設備・器具に限る)	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県2,000千円	必要
④農山漁村における体験メニューを提供(教育旅行等)する宿泊施設等の整備 ※市町村を通じた間接補助	宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修及び施設のバリアフリー化に要する経費等	【事業実施主体】市町村、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 (県費1/3、市町村1/6以上) 【補助上限額】県200千円	不要
⑤お試し体験受入	試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入、視察・研修、外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な経費(通訳料、翻訳料、パンフレット等外国語案内ツール作成に係る経費等)等	【事業実施主体】個人、団体、宿泊事業者、民泊推進協議会 【補助率】1/2 【補助上限額】県150千円	不要

●募集期間等

- 【①～③】別途通知する期間
 【④⑤】随時受付

問合せ先

担当部署	電話番号
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7129
交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課	0857-26-7273
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局日野振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称

みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金

施策対象

集落等

施策主体

県

対象者

市町、市町が認める広域的運営組織、集落(自治会)、住民団体、NPO、個人事業主、企業等

施策概要

集落や地域の将来のために、住民が主体的に取り組む地域づくりの活動(地域コミュニティの再生、住民共助、地域資源活用、コミュニティビジネス、遊休施設活用等)に必要な経費を支援する。

区分	補助対象経費	実施主体	負担割合、県上限額等
スタート支援	地域の将来のため、住民の生活支援や集落等の課題解決に新たに取り組むための初期活動経費	集落(自治会)、住民団体、NPO、広域的な地域運営組織	県定額 上限100千円
将来に向けた取組支援	集落等の将来のために、住民等が自主的に取り組む地域づくりの活動や、地域資源の利活用、暮らしを守る仕組みづくりへのステップアップにつながる取組等に必要ハード・ソフト事業	市町、集落(自治会)、住民団体、NPO、個人事業主、企業、広域的な地域運営組織	<ハード>県1/3、市町1/6 上限3,000千円 <ソフト>県1/2、市町任意 上限1,000千円
地域遊休施設等活用支援	地域における比較的大規模な遊休施設(空き校舎、空き店舗、空き倉庫等)を活用して、総合的に地域活性化に取り組むために必要ハード・ソフト事業	市町、広域的な地域運営組織、NPO、集落(自治会)、住民団体	県1/2、市町1/3 上限10,000千円 ※既使用部分の改修等整備の場合は上限4,000千円
安全・安心活動支援	生活条件が不利となる中山間地域の課題に対し、地域住民同士の事前の話し合いを通じた地域内の共助による日常生活の安心確保の体制づくりに必要な経費	市町、集落(自治会)、住民団体、NPO、広域的な地域運営組織	県1/3、市町1/6以上 上限500千円
継業支援	(ア)地域が必要とするなりわいを引き継ぐ人材受入に必要な経費(a:施設設備整備、b:賃借料、c:研修等経費)を支援 (イ)お試しのための滞在に係る交通費、宿泊費	(1)市町、地域組織 (2)個人	(ア)市町負担の1/2 上限 a:3,000千円 b:50千円/月 c:60千円/月 ※a,bは最大2年間支給 (イ)県1/2

【主要要件】

- (1)鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例・規則で定める中山間地域等で実施され、地域住民が参加して住民のコミュニティの活性化を図る取組であること。
- (2)将来に向けた取組支援のうち、コミュニティビジネス(県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業をいう)の取組の場合
 - ア 個人事業主又は企業が事業実施主体となる場合は、将来を含め活動地となる市町、集落(自治会)、地元住民との協働の体制があること(単なる個人事業主又は中小企業者の経済活動ではないこと)
 - イ 農産物生産、6次産業化の場合は農林水産部の事業を優先すること
 - ウ 法人化に要する経費は除く。

問合せ先

担当部署	電話
地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7961
地域づくり推進部東部地域振興事務所中山間地域振興チーム	0857-20-3663
中部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0858-23-3298
西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム	0859-31-9606
西部総合事務所日野振興センター日野振興局地域振興課	0859-72-2080

関連サイト

名称	若者定住等による集落活性化総合対策事業
施策対象	小規模高齢化集落等
施策主体	県
対象者	小規模高齢化集落及び小規模高齢化集落に準じる集落、小規模高齢化集落を含む広域的な組織、IUターン移住者等
施策概要	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、同集落へのIUターン移住者に対し、定住に向けた支援を行う。

【事業の目的】

小規模高齢化集落等の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落等を含む地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けた取組を支援する。

【対象地域】

小規模高齢化集落等

- ・高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落(小規模高齢化集落)
- ・高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落(小規模高齢化集落に準ずる集落。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落を含む。)

【主な内容】

「小規模高齢化集落等」又は「小規模高齢化集落等を含む周辺地区」の活性化、地域課題の解消に向け策定した計画(地域プラン)に基づき、地域が実施する取組を支援する。

(1) 地域の維持活動や活性化に向けた取組支援

地域プランに基づき、集落が県補助事業を活用して地域の保全対策や地域活性化の取組を行う場合に、地元負担額を軽減。

[例]

- ・里地里山の再生に向けた取組(農林地の保全対策、景観向上対策、鳥獣被害対策等)
- ・地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業支援、伝統文化・行事の継承の取組等

(2) IUターン移住者への直接支援

- ア 生活支援奨励金(250万円/世帯、最大3年)
- イ 住宅取得等支援(購入・改修経費、家賃補助)
- ウ 移住者が取り組む地域活性化活動に要する経費
(イの住宅取得等支援と合算して上限250万円)
- エ 奨学金返済支援(上限19,500円/月/人)

【補助率】

市町負担額の2/3を支援

((1)は既存事業の補助率の嵩上げ:補助率2/3を上限)

問合せ先	担当部署	電話
	地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課	0857-26-7961
関連サイト		

名称

とっとり共生の里保全活動推進事業(とっとり共生の里、むら・まち支え合い共生の里)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村(間接補助事業者:農山村集落・地域)

施策概要

農山村集落等が企業・団体及び市街地住民組織と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売を通じた6次産業化の取組みなどを通じて、持続可能な農業の振興と農山村の活性化を図る。

○支援の内容

農山村集落等と企業・団体及び市街地住民組織が協働で行う地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品の製造・販売などの取組みに必要な経費を支援する。

共生の里推進加速化事業

事業内容	共生の里の活動に要する経費を補助する
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 3年目まで:上限 600千円/年・地区、4年目以降:上限300千円/年・地区

むら・まち支え合い共生促進事業

事業内容	むら・まち支え合いの活動に要する経費を補助する。
補助率、補助上限	10/10(県2/3、市町村1/3) 協定締結に向けた単年活動:上限 210千円/年・地区 2年目まで:上限 390千円/年・地区、3年目:上限195千円/年・地区

○主な要件

活動対象の地域は、過疎地域、振興山村及び特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村とする。

〔活動期間〕 共生の里:5年間、むら・まち支え合い共生の里:3年間

※両事業とも協定締結に向けた単年度活動への補助あり

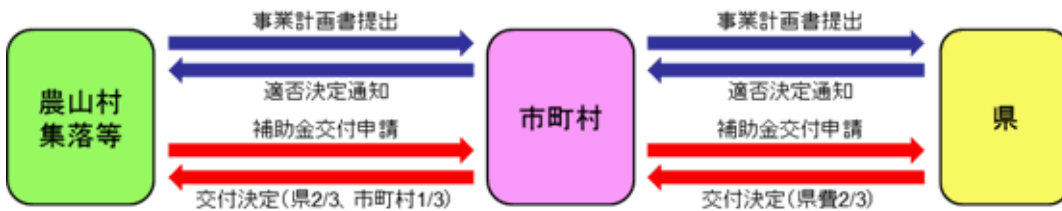
○事業の流れ

<単年の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で打合せ
- ②実施希望年度に事業計画書等の作成及び補助金申請

<長期の場合>

- ①農山村集落、企業・団体及び市街地住民組織、市町村、県の4者で協定締結
- ②協定期間中の事業計画概要書作成
- ③毎年度、事業計画作成及び補助金申請



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監農地・水保全課	0857-26-7334
農林水産部東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3172
西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/247895.htm>



編集：鳥取県農林水産部農林水産政策課